

令和7年(2025年)1月7日  
豊北総合支所建設農林水産課

下関市角島地域資源活用総合交流促進センターに係る指定管理  
候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市角島地域資源活用総合交流促進センターに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和6年第4回定例会の議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 施設の概要

名 称 下関市角島地域資源活用総合交流促進センター  
所在地 下関市豊北町大字角島853番地4

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、下関市長からの指定管理候補者の選定に関する諮問を受け、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島地域資源活用総合交流促進センター）を開催し、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書及び応募団体の経営状況を説明する資料等並びに応募団体のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、応募団体についての意見を下関市長に答申しました。

下関市長は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 指定管理候補者

名 称 豊北町むらおこし物産振興協同組合  
所在地 下関市豊北町大字滝部3394番地の2

## 主な業務内容

- ① 組合員の取扱品の共同販売
- ② 組合員の事業に関する調査・研究
- ③ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ④ 組合員のためにする地域資源活用総合交流促進施設の管理受託事業
- ⑤ 組合員の福利厚生に関する事業
- ⑥ 前各号の事業に附帯する事業

## 5 選定までの経緯

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 令和6年 | 7月31日  | 公募により応募団体を募集開始  |
| 令和6年 | 8月14日  | 現場説明会の実施  |
| 令和6年 | 8月26日  | 募集受付の開始   |
| 令和6年 | 8月30日  | 募集受付の終了   |
| 令和6年 | 10月21日 | 下関市長から指定管理候補者の選定に関する<br>諮問を受け、下関市指定管理候補者選定委員<br>会（下関市角島地域資源活用総合交流促進セン<br>ター）を開催 |
| 令和6年 | 10月24日 | 審査結果を下関市長に答申  |
| 令和6年 | 10月29日 | 下関市長が指定管理候補者を選定   |

### (1) 申込資格

次の(ア)から(オ)までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で応募する団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、1の共同事業体の構成員として応募する団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。

- (ア) 類似する施設（所在地域の農林水産物及びその加工品を仕入れ、販売し、及びこれらを食材として調理して提供することを事業の主体として行う施設で、本施設と同規模（延べ床面積、客席数及び売上高の規模と同程度の規模をいう。）以上のものをいう。）の管理運営の実績があること。
- (イ) 町内産品の販売が促進できるよう、これらの集荷について、地域の出荷者やその組織等と十分な協議・調整がなされ、管理運営に関してこれらと連携することが十分可能であること。

(ウ) 次のいずれにも該当していること。

- ① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあつては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦ 共同事業体の場合にあつては、構成する全ての団体が①から⑥までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。

イ 指定管理候補者に選定されたときは、市と本施設の管理運営に関する基本協定を締結する時までには、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

※ 応募を行うことができる共同事業体は、代表団体が(ア)から(ウ)までの要件を全て満たし、かつ、他の構成員のいずれもが(ウ)の要件を満たしていなければならない。

(エ) 消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること（共同事業体の場合にあつては、代表団体を含む構成企業のいずれかが配置することができること。）。

(オ) 現地説明会に参加すること。

## (2) 応募状況

説明会参加団体数 1 団体

申込書提出団体数 1 団体 豊北町むらおこし物産振興協同組合

## 6 選定結果

### (1) 選定委員会の審査結果

豊北町むらおこし物産振興協同組合

	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
採点	76.0	73.0	87.0	85.5	76.0
合計点	397.5				
平均点	79.5				

### (2) 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定。

なお、最低制限基準を平均点70点以上とし、委員の平均点が最低制限基準を上回れば選定。

※ 選定基準は、別紙1 指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点のとおり。

### (3) 選定委員会での主な意見

- ・アンケート調査をデータ化し活用していただきたい。
- ・サービスプロフィットチェーンに着眼しているところが良い。
- ・オフシーズン対応の努力が感じられる。
- ・スマホ等を使った外国語への対応をお願いする。

### (4) 議事録（要点）

※ 別紙2 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島地域資源活用総合交流促進センター）議事録（要点）のとおり。

### (5) 選定の主な理由

- ① 下関市公の施設における指定管理者の手續等に関する条例第4条第1項各号に掲げる選定基準を満たしているため。
- ② 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島地域資源活用総合交流促進センター）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

- ③ 当該施設の指定管理者として、施設の管理運営にあたっており、過去の実績・経験を生かした展開が期待できるため。

(6) 選定された団体の提案内容

- ※ 別紙3「事業計画書及び事業説明書」（下関市角島地域資源活用総合交流促進センター）のとおり

7 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島地域資源活用総合交流促進センター）の委員（5人）

【学識経験者】 岸 本 充 弘（公立大学法人下関市立大学）

【経営又は財務に関する有識者】

千々松 康 治（中小企業診断士）

【指定管理施設の管理運営又は利用に関する有識者】

庄 司 隆 治（豊北町観光協会）

梅 木 明 衣（市職員 農業振興課長）

中 野 貴 広（市職員 豊北総合支所長）…委員長

※委員長は、委員の互選により決定

8 指定管理料提案額

令和7年度から令和9年度まで、利用料金のみを指定管理者の収入とし、指定管理料なし。